

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

平成 15 年度 第 11 回総合規制改革会議 議事録(非公式版)

1. 日時:平成 16 年2月5日(木)13:30~14:50

2. 場所:永田町合同庁舎総合規制改革会議大会議室

3. 出席者:

(委員)宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、奥谷禮子、河野栄子、佐々木かをり、
清家篤、高原慶一郎、古河潤之助、村山利栄、森稔、八代尚宏、安居祥策、
米澤明憲の各委員

(政府)金子規制改革担当大臣、森元大臣政務官

(事務局)小平政策統括官、河野審議官、福井審議官、浅野間審議官、宮川事務室長、
中山事務室次長

4. 議事次第

(1)総合規制改革会議の後継体制について

(2)「規制改革集中受付月間(11月)」に提出された全国規模の規制改革要望の検討状況について

(3)当面のスケジュールについて(「新3か年計画の策定方針」含む)

(4)その他

5. 議事

○宮内議長 定刻でございますので、第11回総合規制改革会議を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、金子大臣、森元大臣政務官ご出席をいただいております。ありがとうございます。

本日は13名の委員がご出席あるいはご出席の予定でございます。

本日の議事内容といたしましては、まず総合規制改革会議の後継体制についてご報告を予定しております。次に昨年11月の規制改革集中受付月間において提出されました全国規模の規制改革要望の対応状況につきまして、ご報告と意見交換を行いたいと存じます。その後、当面のスケジュールについて、新たな3か年計画の策定骨子を含めまして、ご報告と意見交換を行いたいと存じます。

それでは、議事に先立ちまして、金子大臣から一言ごあいさつをちょうだいできればと思います。よろしく願いいたします。

○金子規制改革担当大臣 新年最初の会議開催に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

昨年末、総理に提出をいただきました第3次答申に対する対処方針でございますけれども、昨年末の閣議におきまして閣議決定をさせていただきました。改めてご報告を申し上げます。今後、政府としてこの答申に示されました具体的施策を最大限に尊重し、所要の施策に速やかに取り組んでまいりますとともに、本年度末までに新たに規制改革推進3か年計画を策定することとしております。

当会議自身は、設置期限が3月末に到来し、それまで2か月足らずの期間しか残されておられません。この間、「もみじ月間」の仕上げ、新たな3か年計画の策定等3年間の活動の集大成としてさらに一層実りの多い成果を得ることができるよう、引き続きしっかりと気を引き締めて改革の推進に取り組んでまいりたいと思っております。

後継の組織の件でございますが、言うまでもなく引き続き小泉構造改革の最大の重要な柱でもあります。当会議の終了後も民間人主体の新たな審議期間を間断なく設置するとともに、これと併存して政府にも推進本部を設けることとしております。これまで以上に強力に規制改革を推進してまいりたいと思っております。

なお、先般、宮内議長はじめ委員の皆様方に私の部屋においでいただきまして、いろいろな意見交換をさせていただきました。きょうご報告を申し上げます後継体制でございますけれども、宮内議長以下、委員の皆様方それぞれお一人ずつ大変重要な御発言もいただきまして、御提言もいただきました。皆様方の意見を最大限といいますが、なるべく今度の後継組織に生かしていきたいと。宮内議長からは、これからは革命だというような御発言もありましたし、奥谷委員からももっと国民にわかりやすい場をつくるべきだというご意見、それぞれ委員の皆様方からおっしゃっていただきまして、それが生かせるような組織を検討してまいったところでもあります。

委員の皆様方には、今後とも、私も総理とともに構造改革につきましては全力を挙げて取り組んでまいりたい。今後とも委員の皆様方のご協力のご支援をいただきますよう、改めてお願いを申し上げます次第でございます。

どうもありがとうございました。

○宮内議長 ありがとうございます。大臣には引き続きよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。「総合規制改革会議の後継体制」につきましては、ただいまのお話にもございましたが、昨年末に総理に提出いたしました第3次答申におきまして、「当会議がその設置期限を迎えた後も引き続き内閣総理大臣の下に時限的な規制改革推進機関を設置する」とし、「今後とも民間の学識経験者や実業界等の知見を十分に活用できる体制とすべき」とご提言いたしておりました。この間、政府におきましては、金子大臣を中心にご検討が進められ、先ほどから大臣からのごあいさつにもございましたが、その基本的枠組みについて概ねの成案を得られたとお伺いしております。本日はその内容についてご報告をいただけるということでよろしくお願ひ申し上げたいと思います。この件につきまして、事務局よりよろしくお願ひ申し上げます。

○宮川室長 それでは事務局からご説明を申し上げます。お手元の資料1をごらんになっていただきたいと存じます。横長の資料でございます。「総合規制改革会議の後継体制について」ということでございます。

まず、1つ目といたしまして「民間主体の推進体制の整備」を図ります。4月以降も、今、大臣からおっしゃられましたように中断なく総合規制改革会議と同様の民間人主体の有識者会議を設置いたします。名称はまだ決まっておられません。会議を設置するというところでございます。ここにおきまして、民間の学識経験者や実業界などの知見を活用させていただくということが第1点でございます。

もう一つは、専門チームの編成、事務局体制の強化ということを考えてまいりたいと存じております。

2つ目といたして「政治的リーダーシップの発揮」ということでございます。「官製市場の民間開放」問題は、今後の規制改革の主たるテーマでございます。総理の下で関係閣僚もしっかり関与、議論、決定するための仕組みも整備をする必要があろうということございまして、推進本部を立ち上げようというふうに考えております。なお、推進本部には、有識者会議の主要メンバーも御出席をいただくということを考えております。

このように、有識者会議と規制改革の本部とが両輪となりまして、規制改革を強力に推進することが重要であるということでございます。

具体的な仕組みでございますが、総理の下で、従来どおり有識者の方々のお集まりの諮問機関というのは総理の諮問機関として、これはできます。設置期限は3年でございます。この設置根拠は内閣府の組織令ということで、政令設置のものでございます。ここにおきまして、総理からの諮問に沿いまして調査・審議をいただくということでございます。一方で、新しく新設をいたします「規制改革・民間開放推進本部」、これは仮称でございますけれども、この本部におきまして、「規制改革・民間開放に関する基本方針」の策定を行います。これに際しましては、有識者会議のご意見を最大限に尊重させていただくということが第1点でございます。

もう一つは、必要に応じまして、出席をいただいております有識者の代表の方と関係閣僚とで折衝をしていただく。これまでアクションプランのときはどちらかということと閣僚折衝ということとございましたが、これは必要に応じまして、今回は有識者代表の方と関係閣僚とでの折衝をするというところがポイントでございます。

なお、推進本部は閣議決定にて設置をいたします。また、できる限り構造改革特区推進本部と同時期開催を考えてみたいと、かように考えているところでございます。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご報告につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら御発言いただきたいと思ひます。八代さん、どうぞ。

○八代委員 まず、今、ご説明いただいた中の1の2つ目の「○」で、「専門チームの編成や事務局体制を強化」ということですが、この具体的な内容としてどういうことを考えておられるのかということをお伺いしたいと思います。昨年の12月に出了た答申の中で、規制に関する基本ルールの見直しというものの中に既にある程度のこと書いてあるわけですので、これをぜひこういう方式でやっていただきたいと思ひます。

具体的に申しますと、従来どおり内閣総理大臣に任命された議長がその他の委員、専門委員を任命できることや、会議の事務にのみ専任できる事務局体制とする必要性があるということです。これは現在かなり兼務の幹部の方がおられるわけですが、できれば特区と同じような形で専任の方を中心にやっていただいた方が効率的ではないかという意味だと思います。

それから、もう一つは、事務局において、民間からの出向者を規制改革専任の幹部として登用することというふうに書いてあります。これは今でも第一線の事務をやっていただく方には民間から来ていただいているのですが、幹部の方には全くないわけで、これからは民間の活力を単なる労働力というのでなくてむしろ幹部という形で活用していただくのが大事ではないかと思しますので、ぜひその点も含めて、大臣がこの事務局体制の強化という点を答申に掲げたような趣旨に沿って実現していただければと思います。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。

○奥谷委員 今、八代委員がおっしゃったように、事務局体制が一番重要なポイントだと思うんです。この3年間やってきて、事務局の方、大変な思いをなさっていて、特に民間からいらした方が一作業というか作業人になってしまっている。やはりこれは民間委員でつくっている規制改革会議の意味合いから含めまして、今、八代委員がおっしゃったように、事務局に民間の幹部をきちんと入れることは重要なことだと思いますので、官僚の下に民間ということではなくて、官僚と同等の民間人の幹部の方をぜひ入れていただきたいと思います。

○宮内議長 鈴木代理どうぞ。

○鈴木議長代理 確認ですけれども、この表を説明いただければそれでわかるのですが、今までの会議は、どちらかという議論してあれするということはもちろんしたのですが、議論だけではなくて実行、つまり各省に「うん」と言ってもらい、あるいは各省が「うん」というように努力するという、その実行部隊だったわけですね。その実行部隊であるという性格というものは、これは相変わらず引き継ぐのか、それとも諮問機関になるのか、こちら辺はどうなのでしょう。

○宮内議長 その点についてはいかがでしょうか。

○宮川室長 今、鈴木議長代理の御指摘の点でございますが、これは引き続き実行部隊、実行部隊とおっしゃる意味合いありだと思いますけれど、実行部隊でやっていただくという趣旨でございます。

○鈴木議長代理 ありがとうございます。

○宮内議長 よろしゅうございませうか。それでは、ただいまのご意見いろいろございましたけれども、そういう点につきまして、少しでも反映していただくということもお願い申し上げたいと思います。

いずれにいたしましても、当会議の終了後におきまして、今後とも、民間人主体の審議機関の設置をはじめ、これまで以上に強力な形で規制改革が推進される体制が準備されつつあるということでございまして、答申した現在の私どもの立場から申し上げまして大変心強く感ずる次第でございます。ご報告ありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

昨年11月の「規制改革集中受付月間」におきまして提出されました全国規模の規制改革要望につきましては、昨年12月の第8回会議におきまして要望の提出状況のご報告がございました。その後、これまでの間、事務局と各省との間でのやりとりをはじめ、要望の実現に向けた検討を鋭意進めていただいております。

そこで本日は、関係の各ワーキンググループでのご対応状況につきまして、いつものとおりでございますが、原則といたしまして主査の方からご報告をいただき、意見交換を行い会議として共通の認識を得ておきたいと思っております。

きょうのところは、時間の配分といたしまして、ご担当部分につきまして、お一人2～3分ぐらいで、取りまとめいただく高原主査はその倍ぐらいのところということでお願いできればと思います。

なお、これはお手元の資料2(非公表)ということでございまして、今後、各省との交渉など微妙な状況も生ずると思しますので、答申案文の検討状況、審議の先例にならひまして、こういう形で非公表でございます。委員の皆様におかれましても、お取扱いには十分ご注意くださいと、このように思います。

まず最初に、取りまとめの中心になっていただきました高原主査から、全体の概況を含め、事業活動

円滑化ワーキンググループの対応状況についてご報告いただき、その後の順番といたしまして、鈴木主査、八代主査、安居主査、それから事務局という順番でご報告をちょうだいできればと思います。高原主査からお願いいたします。

○高原主査説明〈「規制改革集中受付月間」(11月)取組状況について〉

ただいま宮内議長からも発表がございましたけれども、去る第8回の本会議で事務局から応募状況についてご報告をいただいたわけございまして、お手元資料2(非公表)の1ページ目に概要を書いておりますので、ご覧になりながら、少し説明を理解していただきたいと思います。

総数では、重複を除きますと947項目ございました。それぞれの部門については、ここにある、例えて言えば教育・研究の部門では43項目というふうに、以下、省略をさせていただきますが、こういった形になっております。

過去から現在、そして「将来への検討状況の今後のスケジュール」という下段の2のところを説明申し上げます。

まず、第1回目は、ここに書いておりますように、12月15日に第1回の要請をいたしまして、その回答を12月22日にいただきました。そして、その後、1月19日に各省へ再度検討要請を行ったわけでございます。そして、その回答につきましても、1月26日に各省から回答をいただきました。そして、それを機会に30日から、各WGを開催していただきまして、課長折衝開始をやってわけでございます。2月12日、これが一応これから来週以降くるわけでございますが、これに対して、今現在記入をしておりますように、各WGの審査を含めまして案文をつくるべく各省協議をしております。そしてゴールとしては、2月22日ごろに、案文の各省、最終確認をやれると思っております。

今回は、前回の6月に行いました「あじさい月間」のときと閣議報告を行うことは同じでございますが、3月上旬に閣議決定をしていただく「新3か年計画」がございますので、その中に会議の成果として「あじさい月間」と「もみじ月間」の成果を反映していただくという形になります。

せっかくでございますので、次の2ページの私が担当しております事業活動円滑化の検討課題についてご報告をさせていただきます。資料としては、この2ページ目と3ページ2枚でございます。上からご覧いただくとわかると思いますが、2ページ目には概ね合意が得られつつあるということで、2月4日にWGを開催いたしまして3点をクリアにいたしました。

「燃料電池の建築物からの離隔距離の緩和」ということでございます、資料のように、要望の概要と相手の省の主張について概要を短く記入をしておりますが、第1番目の燃料電池の建築物ということでは、一般の家庭用ガス給湯器の同じ条件に、今は3m離せということになっておりますので、これを同じ条件にしてほしいということをお願いいたしまして、相手の省からの返事につきましては、そこに書いておりますように、できるだけ平成16年度中でも速やかに家庭用ガス給湯器と同じ条件にやっていくというふうにご回答をいただいております。

2番目も燃料電池の関係でございますが、「燃料発電設備の消防法に基づく設置届出の廃止」ということでございます。届出の廃止をしてほしいということで折衝をいたしました。そしてこの資料に書いておりますように、平成16年度中できるだけ早い時期に届出を不要とするという方向で今進めていただいております。

3点目の最後ですけれども、「消防法上の非常用電源における対象設備の見直し」、これはどういうことかという、皆さん一般でも北海道の大きな火災思い出されると思いますが、この点につきまして、現在の形をどう変えてほしいかということについて要望があるわけでございます。消防法上の非常用電源として、規制改革推進3か年計画に記載されているナトリウム・硫黄(通称NAS)電池、燃料電池及びレドックスフロー電池に加え、常用防災兼用ガスタービン発電設備を対象に追加してほしいということでございます。これにつきましても、平成16年度末までに結論を出していただくということで進んでおります。

最後に3ページ目でございますが、「交渉中のもの」としては1点だけが残っております。「防災資機材としての大容量の泡放射砲の採用、新技術に対応した防災資機材の性能規定化」、要するに今までのものは仕様規定だったのでございますけれども、これを性能規定の方に持って行ってほしいというふうな要望ございまして、この点につきましても、相手の主張を5行ほど記入させてもらっていますが、一律には難しいけれども、性能規定化の方向について検討していただくということで鋭意交渉中でございます。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは鈴木主査から。

(金子大臣退室)

○鈴木主査説明〈IT、医療・福祉、運輸・エネルギー〉

それでは、IT、医療・福祉、運輸・エネルギーについてご説明させていただきます。非常にたくさんの熱心なご要望いただいておりますけれども、その内容を見ても、既に措置済みのもの、あるいはどう考えても、それはちょっと無理でしょうというもの、ある程度誤解されておるのではないかと、内容不明のものというようなものもかなり含まれておまして、その中から拾っていきまして、現在考えておりますのは、以下のようなものでございます。ただ、まだヒアリングをやっておりますのが医療だけでございまして、IT、エネルギー・運輸については、来週以降に予定しておりますので、まだ、相手の考え方を十分聞いておるわけではございません。

まずITでございますけれども、「IRU方式による芯線貸しに関する道路占用目的変更規制の緩和」、ちょっとややこしい話なのですけれども、簡単に言ってしまうと、いわゆる道管の中に、例えば電力会社が光ファイバーを持って、光ファイバーを設置しておると。その光ファイバーの設置自体はしておるのだけれども、それを電気通信事業者がその電力会社に光ファイバーを使わせてくれという芯線又貸しというやつですね。その又貸しをするときには、これを道管の所有者の許可を得なければならないという規制が昔からあっていろいろ議論されておるわけですが、使用目的というのか、もともとオリジナルな、電力会社なら電力会社の光ファイバーを認めたという事柄に対して何の変更があるわけではない。同じものを同じように使うだけのことだから、どうしてそのところで目的変更で許可が必要か、この議論でございます。

言い分は、要するに公使用特権というのがあって、それはある一定の者にしか与えられないのは、公使用特権のあるものの芯線に乗ってやるというのは一遍チェックさせると、こういう趣旨なんでしょうけれども、果たしてそういう必要があるのか、この視点で見たいと思います。それが第1点です。

第2点は「高周波利用の設備の設置許可基準の緩和」ですけれども、現在、高周波の利用設備については、ある一定のものについて特別に認められておりますけれども、一般的には、他の通信に影響するというわけで許可制がとられておりますけれども、その中でも、例えば5kW以下の出力のものについては、ほとんど混線その他に対する影響は考えられないから、それを拡大してもよいではないのか、こういう要望でありまして、これは検討に着手することを相手省庁も返答の中で言っておりますから、そのような方向になるのではないかと思います。

3番目が「東経110度CSへの電気通信役務利用放送法の適用の容認」とちょっと長ったらしいのですけれども、御承知のように、東経110度のところにはBSとCSが並んでおるわけですが、非常に放送としては利用しやすい帯域だと言われておるわけですが、その110度CSが、いわゆる放送法の適用によって認められるという形のものになっておるわけですが、これを「電気通信役務利用放送法」という長ったらしい名前ですけれども、この法律に適用させれば、もともとこれは適用できるわけですが、そうすれば、いわゆる放送法の中のマスメディア集中排除原則や外資規制というものもなくなってきて、それで使い勝手がよくなるから、だから、これを適用していいのではないかと、この法律の適用を受けるようにさせてほしいという要望です。

これに対しては、相手省庁が言っておるのは、東経110度のCSについてはもう満杯になっておって、それも全部放送法で認可しておると、だから入る余地はないよと、こういう言い分をしておるようでございますけれども、これはCS衛星は、いわゆる左旋回と右旋回という2つありまして、現在右旋回の12トランスポンダが使われておるわけですが、左旋回の12トランスポンダは遊んでおるわけでありまして、その遊んでおる12トランスポンダを活用すれば、それを、しかも放送役務何とか法に適用すれば、余地は十分出てくるのではないかと、これが要望者の主張でありまして、それに対しては、集合住宅等について、それが使えなくなってくるからというような議論があるようなので、よく主張を聞いてみたいと思っております。

それから、「固定資産税の納付様式の統一および納付手続等の電子化」、これは固定資産税については、都道府県の所管になりますから、要するに様式は私も見てみましたが、各県においてもばらばらという事柄であって、そうしますと、例えば全国的に事務所等が持っておって、あるいは工場等を持っておって、そして全国一本で管理しておるような会社とか、そういったものが想定されると

思うのですけれども、これにとっては様式その他がさっぱりわからないと。それに極端にいうと、市の名前しか書いてないから県がわからないといった問題もあって、そこら辺が問題なので、これを統一し電子化してほしいという要望なので、気持ちは非常にわかるのですけれども、問題は、これは地方のそれぞれの問題であるというのに対して、国がどこまでやれるのか。例えば総務省が1つの統一方式のフォームをつくって推奨することはできるでしょうけれども、それを浸透させるにはどうしていくか。

片や地方の方では、今までのシステムを変えるというのに対しては、やはりそれはお金のかかることだ、こんな反論が予想される話ですけれども、確かに一定上の不便はあるわけですから、よく話を聞いてみたいと思っております。

その次は「電気通信市場における競争政策の推進」(NP制度の普及促進)、以前からございます、いわゆるナンバーポータビリティでございますが、これを携帯電話に対しても普及させていくという問題でございます。

ITに関しては、大体以上のものを選んで取り上げようと思っております。

それから、ページをめくっていただきまして医療・福祉でございますけれども、いくつかの問題がございましたけれども、まだ、ここに書いてあるもの以外も候補として実は懐の中に持っておるのですけれども、基本的に進めていきたいと思っておりますのは以下の2つでございます。

1つは、「既存営利法人(株式会社法人)に対して地域医療支援病院の容認」をするべきではないか、こういう問題で、現在、地域支援病院というので、地元のお医者さん、診療所と関係を持って、いろいろ治療行為をやっている地域支援病院というのがあるのですけれども、それに対して株式会社(営利法人)が入っていないと。入っていないのは限定列举で書いてあるのは医療法人、あるいは県立病院というふうに書いてあるから、その限定の中に入っていないということですが、いわゆる地域病院の中では、要するに株式会社病院が、特に企業城下町的などところにおいては中心的な存在になっておって、これを特に地域支援病院として指定する理由はないし、また、そのこのところになった方がいいというケースもあるであろう、こういうような認識であります。

その次の「医療機関、医療用医薬品に関する広告規制の緩和」でございますが、医療機関に対しての広告規制は我々の前年の答申によって相当度に緩和されてきたわけですが、まだ、例えば治癒率、入院日数というような広告は認められていないと、その問題等を1つのテーマとしての要望でございますから、いわゆる誇大広告や虚偽広告がいけないのは当たり前のことですが、そうではないものについて進めていきたいというのが1点です。

もう一つは、お医者さんが出す医療用の薬に対しての広告が禁止されているのはなぜだ、こういう問題でございます、このなぜの理由は、厚生労働省から聞いてもはっきりしないと。要するに広告と広報と何が違うかという、「買ってください」と最後に書いたり、あるいは「お医者さんに相談してみてください」というとにわかにならなくて、そして「こういうようなものがある」というと広告ではないという、どうも広告の概念は極めて曖昧であって、恣意的であって、無意味なケースが多い。特に医療用の薬については、広告をして、どういう効用があるかということを出して、「買ってください」といったところでお医者さんが処方箋書かなければ買えるわけがないわけですから、だから、こういう広告を見ましたけれども、先生、どうでしょうかということをやれば、これは別に害のある問題ではないから、これをなぜ禁止するのか、こういう議論をしております。

まだ、そのほかもございますけれども、とれるかどうかわからないので書いてございません。

次にエネルギーに関しましては「都市ガスにおける契約単位の見直し」、これはそれほど大きな問題ではございませんが、都市ガスについては、1区画の土地の中に、例えば兄弟会社というものがあっても一個の契約をすることができずに、ガスのメーター導管一個ごとに契約をするということになっておるわけです。電気の方は一本の契約にすることができるわけですが、なぜか知らねどガスについては、それを別々の契約にしなければならない。それはなぜそうする必要があるのでか。いわゆる大口需要が自由化されておるのに対して、小口需要の問題があるというのが議論になってくるのだろうと思っておりますけれども、その問題を議論してみたいと思っております。

それから、もう一つは「都市ガス導管の接続要請に対応する義務の明確化」、ガスも電気もそうですけれども、大口需要に対しての自由化が進んでおりますから、したがって、大口需要というものが自由化されたものがそれぞれの既存の導管に対して接続するときに、その接続を許容すべきという義務があることは当然のことなんですけれども、その義務がある程度約款化されていないという、個別の条件

のところで突き当たってしまってそれ以上進まない。要するに義務ではあるけれども、義務の実行が難しいと、このような問題が、これはかつてNTTとNCCとの接続のときにもいつも問題になって、現在は約款化されておるわけですが、このような約款化の問題を含めて、さらにもう少し細かい問題があるわけですが、そういった点をクリアーにしたいというのが問題点の認識でございます。

最後になりますけれども、「運転免許証における貨物自動車の『大型』と『普通』の区分けの見直し(運転免許制度の見直しに伴う貨物自動車に係る規制等の見直し)」

運転免許証において、現在、国土交通省及び警察庁においては、今まで「小型」と「大型」に区別しておりました。「小型」というのは、要するに8トン未満、ですから8トン未満の中にはトラックも入ります。かなりでかいものも8トンに実は入るわけですし、8トン以上は「大型」という2つの区分だったわけですが、これを警察庁及び国土交通省においては、これを3区分にして、1～5トンまでを小型といい、5～8トンまでを中型といい、11トン以上を大型とするというふうに区切り直しをしよう。最近いろいろな事故が起こってきて、それは小型の大きなバスということが原因の1つにもなっておるわけですが、そういうことがあるわけございまして、規制緩和の目から見ますと、区切りを多くするのはうれしいことではあまりないわけですが、この場合には合理性というのがあるのではないかと、そういう合理性があるとしても、それをやる事柄によって拘束のメリットというのか、メリットというものが利用者に還元されなければいけない。例えば5～11トンになった場合には、今まで8トン以上の大型であった人たちに課せられておった、例えばスピードだとか、そういったいろいろな制限が中型になったときには、それは11トン以上の大型以上のようなものではなくて緩和されると、そういうメリットが出てこなければならない問題でありまして、当然そういうメリットを加味した案を考えていると思っておりますけれども、そのメリットがきちんとしたものとして出てきて、かつ区分をつけるのは合理的であるという事柄があるならば、そのメリットをきちんと出すような方向性に折衝していきたいと、こんなように思っております。

その他のテーマもございまして、大体こんなところを中心に議論をしていこうと思っております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。次に八代主査からお願いいたします。

○八代主査説明(構造改革特区・官製市場)

構造改革特区と官製市場の関係でご説明いたします。今の鈴木さんの次のページに書いてございますが、まず概ね合意が得られつつあるものとして、「公有地の信託事業の場合の公共施設の建設等の制限の緩和」ということで、これ自体は、隠れ借金を防ぐという意味で、昭和61年に地方自治法が改正されたときに参議院で附帯決議があつて、公共施設の場合は除くということがなされたわけですが、何しろこれは18年前の話でありまして、それ以降、随分事情も変わってきている。PFIや民間の活力を使うという方向に世の中が動いておりますので、見直すべきではないだろうか。

それから、現に、同じことが国ではできて、地方自治体ができないというのもまたおかしいではないかということで、これは総務省の方もその必要性は認めているわけですが、問題はこれはほかに例があれば、また教えていただきたいのですが、これは国会の附帯決議ということの意味でありまして、これがあるから直せないとなると、あの附帯決議というのは一回できたら、未来永劫に残るわけでありまして、新たなことをしない限り、そういうものにどこまで妨げられるかどうかというようなことも含めて検討中であるということで、こちらとしてはなるべく速やかに検討して結論を出していただきたいということでございます。

それから、あと特区に関しては、いつもながら、第4次の要望の中で主要なものというのをいくつか取り上げて意見交換をしております。1つは、「カットの専門店における理・美容師の混在の容認」ということで、これまでいわゆる散髪屋・理容店と美容店というのは、別個の業というふうに認識されていて、なぜか、はさみの形が違って、技術に差があるというようなことからして、それを一緒に混在というのか、1つの店の中で理容師とか美容師が共通の技術であるカットだけをやるということで、どっちかという安いコストでサービスを提供するような店をつくりたいという要望なのですが、そうするといわばお客が誤解をするというようなことからだめだと言っているわけで、それで、こちらの方としては、例えば名札をつけるとか、資格の名前を書いた名札をつけるような形で消費者の誤解を避けたいのではないかと、このことを言っているわけなんです、やはり依然として問題があるということで、まだペンディングになっております。

それから、2番目は「教員の特別免許状授与権限」という形で、社会人とか教職を持ってない人に対しても一定の条件の下で学校で教えられる仕組みがあるのですが、これが都道府県の教育委員会しかその権限を出せない、これを市町村にもおろしてほしいという要望ですが、これに対して、都道府県であれば、県の中、どの学校でも使えるのに、市町村であれば、その市町村の中しかできないから意味がないのではないかと、あまり根拠のない反対論があります。

これに対して、そういう要望が出ているのだから、権限を一部市町村に委譲してもいいのではないかと、という形で議論しております。

それから、「NPO法人による不登校児等対象以外の学校設置の容認」というのは、前回の特区でNPOでも学校をつくるのが認められたわけですけど、これがなぜか不登校児対象の学校に限定されている。他方で株式会社の方はそういう限定がないわけですから、なぜ株式会社にとっていいものがNPOではだめなのかというようなことを中心に議論しております。

先方の言い分は、そもそもNPOというのは組織が非常に不明確であって安定性に欠ける。したがって、学校法人ではできない不登校児対象であればいいけど、それ以外のものはだめだというようなことを言っております。

最後には「株式会社、NPO法人の設置する学校への私学助成の適用」ということで、これについては、憲法上の問題と、もともと多様な学校にはいろんな助成金の差があるわけだから、別に差があってもいいという、何かよくわからないロジックが出てきておりますが、こういう点について、間もなく大臣折衝が行われるということで、その露払いとして意見交換を公開で行った次第でございます。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。次に安居主査お願いいたします。

○安居主査説明〈国際経済連携〉

私の担当はその次のページの「国際経済連携」でございますが、2つの項目について、この2月3日に外務省と話をいろいろいたしました。まず、最初の問題は、旧共産圏の国々らしいのですが、招聘とか、いわゆるインビテーションレターとか、身元の保証書というのが必要だということになっておりまして、これらの書類に代表取締役のはんこが要るということで、何とかこれを緩和してほしいというのがプロジェクトでございます。

領事移住部長さんという方と交渉いたしまして、ここにちょっと書いておりますが、書類自体をなくすことは、今の段階では難しいと。したがって、代表者が一定の何人かの人に委任状を書いてつくってもらえば、その委任状を利用して、例えば下の人が身元保証書を出すというような形でやりましょうということになりました。したがって、一応事務的には簡単になると思います。

2つ目は、ここに書いておりませんが、修学旅行生の査証の免除の問題ございまして、具体的に今上がってきていますのは、韓国はこの3月1日から査証なしでやろうということになっております。それに対応して、例えば中国、台湾の学生についても、修学旅行についてはノービザでという話なのですが、外務省としては、3月1日から韓国人のノービザをやるので、この状況を見てから広げることを考えさせてほしいということで、これはリーズナブルだということで、これについては様子を見ようということにいたしました。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、残りました部分、事務局からお願いいたします。

○宮川室長説明〈住宅・土地・公共工事・環境〉

それでは、八田委員のところと神田委員のところについてご説明申し上げます。

まず、「住宅・土地」関係でございますが、1つは「シネマコンプレックス(複合映画館)の建設に係る用途地域規制の緩和」ということの要望がございまして、これは何かと申し上げますと、今の工場跡地・工場団地で未利用地になっておりますところに、大きな商業施設をつくる。これは別に今の用途規制では問題ないんですけども、併せ持って、シネマコンプレックスをつくるに際しては特例ということで、いわゆる自治体の許可が必要なんですということでございまして、特例許可を取らなければいけない。これをむしろ見直しをしてほしいということでございまして、

他方で、国土交通省の主張は、劇場、映画館は人がたくさん集まるところで、こういうのがあると交通若しくは住居の環境に影響が出ると。工場団地の場合には工業生産にも影響が出るとということで、一律に緩めるのはいかがなものか。やはり自治体の個別の事情を勘案して判断をおおぐ方がいいので

はないかということでございまして、このあたり、6日にWGを開催してやっていただくことになっております。

2つ目、「学校における天井の高さ規制の見直し」をしてほしいと。これは実は大学を除きまして、小・中・高と学校の教室の天井というのは3mというふうに決まっております、これは最近では空調施設とか換気施設も発達してきていると。むしろ今後学校についてはPFIといったような新しい手法を入れていく中でコストの削減ということを考えていくと、この3mというのは結構響くんですよ、このあたりを見直してくれという要望がございました。

これにつきましては、まず国土交通省の方は、やはり天井を下げると圧迫感があるということで3mは要る。また、空気の汚染緩和ということを目的としているのではなくて、設計・デザインの選択肢の幅を増やす、こういうことでやっているのだと。ちなみに文部科学省の調査によりますと、2.7mに下げると、7割の生徒が圧迫感を感じていると、こういう調査もあるのでだめですと、こういう話でございまして。

それから、3つ目でございますが、「DV被害者における公営住宅の年齢要件の緩和」ということでございまして。今、公営住宅の入居資格は、単身者の場合は50歳以上になっておりまして、これはDV被害者の場合は、これを例外的に50歳未満の女性であっても認めてほしいと、こういう要望でございまして。

これにつきましては、国土交通省のご意見は、まさに公営住宅というのは社会福祉の観点で、身体的・社会的ハンディキャップを負っておられる方に例外的に認めておると。ちなみに公営住宅は応募倍率も高いので、一律に50歳未満のDV被害者を単身入居させるというのはなかなか難しいと。ただし社会的な状況も変わってきておるし、法律も通っておるということでございまして、このあたりについては、倍率は高いけれども、入居者選考に当たっては、DV被害者を優先的に取り扱うこともやってもいいという目的外使用的な形でやってもいいということを事業主体に通知をすると、こういうことはやるということでございますけど、原理原則のところは基本的には難しいと、こういうご意見でございまして。

それから「地方住宅供給公社の組織形態に係る規制の緩和」ということでございまして、今、地方の住宅供給公社はいろいろ問題を抱えておるところは多数ございますが、その解散につきましては、破産若しくは違法行為による認可の取消というケースのみ認められておるということでございまして、このあたりは自主解散もできるようにすべきではないか。このあたりは国土交通省も前向きに考えるというような話が来ております。

それから、環境問題でございまして、いわゆるペットボトルを代表といたします「包装容器廃棄物における拡大生産者責任(EPR)」を導入するのと同時に「デポジット制を導入」してはどうか、こういうことでございまして。

現在、包装容器リサイクル法は、いわゆる収集、分別、保管、こういったところについては、自治体に責任を負わせているわけですが、このあたりの自治体の責任についても生産者に負わせるべきではないか。デポジット制も入れて回収率を上げるべきではないか、こういう要望でございまして。

これにつきましては、経産省、環境省ともに、法律を施行した後10年たっているもので、やはり見直しも必要だろうということで、今後は関係省庁で評価・検討をします。このあたりも前向きの姿勢が出ておりますが、時期が明記されていないということでございまして。

それから、神田委員の「法務・金融・競争政策」でございまして、これは基本的には、事務局できちんとまず一義的にやれというお話でございまして、必要であればWGを開催しますということでございまして。項目例としては、地方公共団体が保有します金銭債権、例えば、第三セクターにお金を貸しているようなケース、こういったものを信託してみたらどうかということでございまして、このあたりについて、総務省は非常に慎重でございまして、そもそも借金を返そうとしていた先が急に公から私のもになってしまうと、このあたりは戸惑うのではないかと、こういうような話がございました。

最後でございまして、いわゆるプロシボの社債でございまして、この適格機関の投資家について、範囲が広がってきているのですけれども、申請の手続というのは年一回しか受け付けないということでございまして、このあたりの回数の緩和とか、原則いつでも受け付けるようにしてくれと、こういう要望でございまして、これについては年2回しますというところまではとれておりますけれども、随時受付というところまではとれていないという状況でございまして。

なお、このほか多数、事務局折衝を現在行っておりますけれども、この推移を見まして、場合によってはWGでも拾っていただく、このあたりご相談をさせていただきたいと、かように考えているところでございまして。

ざいます。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、どうぞ、米澤委員。

○米澤委員 ITのところはどなたでしたか、「NP制度の普及促進」というところですけども、私、総務省の別の委員会みたいなものに出ているのですけれども、携帯電話が、例えばドコモを使っていて、自分で1つの番号を持っていると、ほかのボードコンとか、ほかに移ると今番号を変えなければいけないわけですね。その問題、総務省のお答えはいろいろ難しく書いてあるようなんですけど、すごくNTTというドコモの開放といいますか、問題等大きく、収益とかに関係するのだと思うんですけども、市場の開放という話とある種の独占の話とかなり大きな問題というか、すごく効果のある問題なので、という気がしますので、ぜひもっと強く要望していただければと思いますけれども。

○鈴木議長代理 どうもありがとうございました。ポータビリティの問題は古くて新しい常に問題でございますけれども。

○米澤委員 固定の費用のことですけども。

○鈴木議長代理 当然所要の費用はかかってくる。その費用はどうするのだということになってくると、それは当事者負担という事柄に原則はなる問題だと思いますけれども、その点も含めましてよく話を聞いて、まだ、これはヒアリングをやっておりませんので。

○米澤委員 私の聞くところによると、大体やろうかという方向は出ているのだけども、費用をどうするか。といいつつ、なかなかやらないと、そういう感じですけども。

○鈴木議長代理 当然費用が発生する。その費用を払うのだったら、そんなもの番号が変わってもいいという人は勝手ですね。それから、費用が変わっても番号を変えたくないという人はその費用を負担して番号を持っていけるという当たり前の話なのだと思いますけれども。多分、恐らく母数が相当出ないというような議論が出てきて、そんなことしても、絵にかいた餅に終わってしまうというような、予測で物を言っただけですけども、その返事もまた来るのではないかという予測はしているんですけども。

○米澤委員 要望はすごく多いと思います。それで若い人はどんどん変えていますし。

○鈴木議長代理 よく話は承りましたので、聞いて、できるだけ解決していきたいと思っています。

○宮内議長 よろしゅうございましょうか。

それでは、ただいまの報告にございましたが、閣議報告までの残り期間、引き続き各WGのご協力いただきまして、取りまとめに向けまして、各省との調整を進めていただきたいと思います。事務局におかれまして、最終的な取扱いは各主査とご相談しながら行っていただきたいと思いますので、その点、改めてお願いを申し上げます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

当面のスケジュールにつきまして、新3か年計画の策定骨子も含め、事務局からご説明をお願いします。

○宮川室長 それでは、資料3の『新3か年計画』策定方針(案)につきましてご説明申し上げます。

まず、新3か年計画でございますが、時期は今3月の中旬を目指して作業を開始しようと思っております、この策定方針、一応きょうご承認いただきましたら、これに従って作業を直ちに開始をしたいと、かように考えているところでございます。

まず、全体の構成でございますが、3部構成を考えておりまして、1つ目が「共通的事項」ということでございまして、これは3年間続く根幹となる部分でございます。2つ目でございますが、「年度重点計画事項」ということでございまして、これはいわゆる答申の具体的施策を記載した部分でございます。最後に「分野別措置事項」、これはいわゆる「短冊」と称しておりますけれども、各年度でどういうことをやるのかというのをそれぞれ個別のものをつくりまして、その年度展開がわかるような形にするものでございますが、この3つの構成としたいと考えております。これは今までも同じような形でやってきたものでございますが、基本的にはこれを踏襲するということでございます。

各論でございますけれども、「共通的事項」の部分は、その基幹となるところでございますが、今回いわゆる基本ルールをWGでやっていただき、ここの答申を反映するものをここに記載しているものでございます。

まず「新たな審議機関による計画の監視等」をやっていただくということで、新しい審査機関によりまして、計画の実施状況を監視する。審議機関によりまして、毎年の審議結果を踏まえて改定を実施するというところでございます。

特区との連携。総務省の政策評価・行政評価部局との連携、公正取引委員会との連携推進。

手法といたしまして、規制改革手法の整備(規制影響分析(RIA)の導入、規制の見直し基準の策定等)

パブリック・コメント手続き、日本版ノーアクションレター制度、行政手続法の見直し、こういった基本ルールについて書かせていただく。

それから、高橋さんのところでやっていただいております「規制改革集中受付月間」、これも引き続き実施推進を図るというのも共通事項に盛り込もうと、かように考えているところでございます。

それから、2番目の「年度重点計画事項」、これは先ほど申し上げましたように、3次答申の具体施策の部分を記載するというところでございます。

なお、一部「骨太方針2003」、「もみじ月間」の成果の部分もこれに付け加えようと、かように考えております。

3番目は「短冊」のところでございまして、この短冊には3次答申の具体的施策で、16年度以降に措置・検討がなされることとなる事項。

それから、現行の3か年計画に盛り込まれているうち、16年度以降に何らかの措置・検討がなされるものについても、これを記載するというふうに今考えているところでございます。

(別紙)目次でございましてけれども、ほぼ重複しますので、あらあら省略いたしますが、Ⅱの「重点計画事項」、これは3次答申と同じつくりになっております。

Ⅲの「分野別措置事項」でございましてけれども、これは一部福祉・保育、「保育」というのを今回入れた部分がちょっと変わっておりますが、基本的には従前と同じつくりにしておるところでございまして。あと「流通」のところも、流通に「サービス」という言葉を付け加えまして少しわかりやすくしたという点の変更点でございまして。

以上でございまして。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、残りました時間で、ただいまの説明についてのご質問、ご意見、本年3月末ということでございますが、当会議の設置期限を控えております。この際、3月末までにやるべきこと、またやり残したこと等を含めまして、ご意見等がございましたら、併せて自由にご発言をいただければと思います。八代委員、目が合いましたから。

○八代委員 いいえ。

○米澤委員 間違えているかもしれないんですけど、この新3か年計画というのは、これができる、来年度以降の、一番最初にご説明のあった審議会みたいところでこれを検討することになるのですか。全然違う話ですか、すみません。

○宮川室長 今の3か年間計画と規制改革会議と同じような関係になるわけでございまして、実は今度3か年計画は、13年度から15年度というのが今の計画でございまして、今度新しいものは16年度、16、17、18年の3か年になるわけでございまして、これを一種、今度の新しいポスト規制改革会議が追っかけていただくと、若しくは答申を出していただいたのを新しい3か年計画にどんどん付け加えていく。夫唱婦随の関係になる。

○米澤委員 最初のコアになる、コアというか種になる。

○宮川室長 そうでございまして。

○米澤委員 わかりました。

○奥谷委員 先ほど、宮内議長は、改革ではなくて「革命」だとかというお言葉を使われたということで、この間、皆さんの委員会の中で、この委員会はいろんな意見があつて、別に闘うということではないとか、改革をするあれではないとかいろんな意見が1つのことで出ましたよね。今後の3年間というのは、その絞りというのはきちんと決めていらっしゃるのですか。前のようにわけわからなく集まってきて、改革ではないとか、民営化だけではないとかというような様々な意見があつて「当然だ」みたいな、民主的な委員会的な感じを出されていくのか。

それか宮内議長がおっしゃったように、革命だということを全面的に主張していかれる委員会になさ

っていくのかというのは、次の委員会に対してのコミットとしてどういうコミットなさるんですか。

○宮内議長 私から申し上げられることは、次の後継組織については、少なくとも現組織よりも強い形で進めたいという意を含めて、あの答申に書かれたとおりであって、そういう意見も踏まえて、きょうの後継体制について考えがまとまってきたというふうにお伺いしているわけですから、規制改革を推進するための推進体制の整備というふうに考えられるわけです。そういう意味では、総理からの諮問というものに対してどう応えるかということが次の後継組織のやるべきことなんだろうと思いますが、これは宮川さんの方から、何かコメントがございましたら。

○宮川室長 総理と大臣とで、今、委員がおっしゃられたような趣旨でご相談をされているのだろうというふうに推察いたします。

○宮内議長 そういう方向でつくられるというふうに私は理解しているわけなんですけれども、これは政府の考えることではないかと思えます。どうぞ村山委員。

○村山委員 2つお伺いしたいことあるんですけれども、この3か年計画をまとめることによって、多分この委員会の業務が完結するということになると思うのですが、それに際しまして、形態というのは、私はよくわからないし、それは議長がお決めになることかもしれないし、やるかやらないかもわからないですけれども、この前の金子大臣のところに伺ったときに、委員の方からいろんな意見が出ましたですよ。民規制が非常に強いということが、ここで感じていろんな限界であるとか、そういったものというのは、この前の答申のところにそれなりにあちこちに散りばめられたというような気はしますけれども、改めてパブリックに対して、そういった意見というか、やり残したこととか、そういったものを発信するようなチャンス、そういったことをやるアクションというのをお考えがあるのかというのが1つ目の質問で、2つ目の質問は、後継組織に関しまして、既にいろんなところでご説明があったのかもしれないですけど、もう一回、再確認させていただきたいのですけれども、この会議に関しましてエンフォースメントパワーの強化というお話を以前したことがありましたけれども、後継組織に関してはその辺はどのように引き継がれていくのか、より一層強いものになるのか、大体現状と同じようなものになるのか。もし、そういったところまである程度お決まりであれば、お教えいただければと思うのですが。

○宮内議長 私が答えられるかどうかわかりませんが、1つ目のさらにパブリックに発信するかどうかということですけども、どうなんでしょうね。我々の考え方というのは、前回の答申に盛ったはずで、後継組織に対して、当会議の考え方というのはかなり書き込まれたのではないかと思います。したがって、これは皆様方のお考え次第ですけども、さらにそれに加えて何か発信する必要があるかどうか、そういう事態かどうかという考え方次第ではないかと思えます。

2つ目は、後継組織につきまして、我々は意見を申し上げましたけれども、後継組織をどういう形にするかということは、形式的に言うと政府の決められることであって、金子大臣の先ほどのお話のように、私どもの意見も取り入れながら決めようと、その途中経過といいますか、現在までの大枠みたいなどころはきょうご説明があったわけですから、そのエンフォースメントについて、当会議がエンフォースするということはなかなか難しいのであって、意見として、これは申し上げているわけですから、あとは政府の決定次第ということだろうと思いますけど、きょうの後継体制のご説明につきましても、決して我々の申し上げたことと違った方向に行っているというふうには私は思わないわけなんです。

そういう意味で、あと3月までに、この会議で何ができるかということ。何をすべきかということも含めまして、私はもしこの会議の3年間、あるいはそれで無理であれば、前の組織から含めて、いわゆる規制改革というものがどれだけ国民生活にプラスの意味で影響を及ぼしたかというようなPRが最後にできれば、恐らく次の組織もそれはプラスにはね返ってくるのではないかと、何かそんなことができなかなと思ったりはするのですけれども、あと2月足らずの間に、皆様方どう思われるか、いい形で終わるということは必要かなという気もしますので、ご意見もいただければと思うんです。

○村山委員 そのような形で、新たに出さなくてもPRみたいなことができればすごくいいと思いますし、半分冗談で言わせていただくと、『文藝春秋』あたりに宮内議長の、闘いの歴史を振り返るような特集かなんかでやって出していただけるといいんじゃないかなと思いますけど、半分冗談です。

○宮内議長 半分ジョークとして聞いております。八代委員どうぞ。

○八代委員 今、議長がおっしゃった点のフォローアップなんですけど、この規制改革会議でいろんなことを提言して、ただ、それが実現するのは各省の法律改正等で実現するのですが、そのときはいわば各省が自分が最初からやったというような発表の仕方をするわけですし、それはそれとしていいので

すが、記録としてきちんと、例えば何月何日に総務省がこういうことを規制改革をしましたと。これは実は10年前の委員会でこういうことが最初に議論されて、その結果、3か年計画にこういうときに乗ってできたんですと、一種のクロノロジーといいますか、そういう資料はきちんとつくっていくことが、規制改革会議がどういう形でこういう改革に貢献したかということを示すために重要だと思いますが、私が見る限り、例えば鈴木さんの頭の中ぐらいしかないんですよ。ですから、それを国民がわかるような形で整理していただきたいというのが1つ。

もう一つ、この3年間、各WGでかなりの議論をしてきて、それから各省からも意見、反論というのが出てきたわけで、これを規制改革委員会時代の論点整理みたいな形できちんと後継組織に残しておくことが大事かと思います。もう既に公開討論するときには、そういうデータはあるわけですから、それを何とかきちんとファイルしておく。できればネットに載せる。

それから、『文藝春秋』と言わず、本を一冊つくってもいいのではないかという感じはしておりますけれども、それによってもう少しPRといいますか、世の中の方にわかっていただくツールをするというのがあと残された時間の1つの有効な使い方ではないかと思っております。

○佐々木委員 この「新3か年計画」という名前が今仮かと思うんですけども、付いているのですが、ちょっと細かいことかもしれませんが、今、皆さんが言ってきたような、今までの過去からのいろいろな歴史を引き継ぎながら、この3か年間の委員をやってきて、また次に引き継がれていくのですが、委員会の名称が変わったり、あるいはレポートが、3か年計画、次が新3か年計画、次は何になるのかなど想像をしていくと、こういうことに一貫性を持っていた方が本当はいいのではないかなと思っております。例えば、「3か年計画」という名前のレポートが前回できているわけですから、今回は3か年計画の第2番で、16年から18年版とかと書いてあって、これが引き継がれていって、そこには年表も付いていて、例えば初めの3年間で100のことがディスカスされて決まったものがあって、それをフォローアップしていって、例えば何年後には、70はフィニッシュして、残り30をまたフォローしながら、次の委員会では50出されたということが一覧でもわかっていくような、そんなものも付いているようなものがあると、きちんと何がいつディスカスされて、どのぐらいの期間できちんとダウンされて、次に進んでいったかという、発展形が見えるように思うので、そんなことで今回の3年間のまとめのレポートができ上がったらいいなと思いました。

また、チェックリスト、これはどなたが読まれて、どう使うかということでもあるのですが、前回の3か年計画も私のようなアマチュアがいただいて勉強しながら読むと、本当にどこが山場なのか、どこに落とし穴があるのか、この文言や単語は非常に長いディスカッションの後にかち取った単語なのかが読み取れない部分があって、どうも全面的に闘うのでは疲れてしまい、押し場がわからないわけなんです。今度の委員の方々がかかなり専門性の高い方がいらっしゃれば、そういうことないのかもしれませんが、一般の人が目にして読むということも考えると、このレポートがある程度わかりやすい部分で、国民も共にチェックリストとして使えていくようなフォローアップを委員だけが見ていくわけじゃなくて、全国民が一緒にフォローアップできていくようなレポートができ上がると、3年働いた甲斐があると思うので、最後まで間に、そういったまとめの仕方とか、打ち出し方、今、「PR」という言葉が出ましたが、様々な形でそれをどうまとめるかということに知恵を働かせたいのではないかなと思っております。

○宮内議長 ありがとうございます。時間がございませんが、何らかの形でまとめというか、成果を少しでもわかっていたらいいようなまとめというようなことは、できるかどうか、至急これはまた事務局にもご足労いただきまして、皆さんのご意見を聞きながら考えさせていただくということによろしくごましようか。

○鈴木議長代理 それは臨調以来、「日本をかえた10年」というのがスタートとしてずっとあったんですね。それがこの前の規制改革委員会ときに所管が変わったのか、まとめがなくなっちゃったんですね。これは実は専門家用のやつであって、一般の国民にわかるものではない。つまり資料とデータと答申をまとめただけですけれども、でも、ああしておかないという、一散して何だというヒストリーもわからなくなっちゃう、我々自身が、というのがありますね。ですから、ああいうものに対して、今度はむしろ対象をやってきたものではない、国民にわかるというような書き方は難しいのですが、残りの時間でやってみておくと、お互いに助かるのではないかという感じがしますね。

○宮内議長 だから、これまでやったことというのは、恐らく事務局の優秀な能力をもってすればまとめただけだと思うんですが、国民にアピールするような形で、それを出すという、また、相当な知恵

が要るかもしれませんがね。我々にそういう能力があるのかないのかよくわからないですけども。

○鈴木議長代理 事務局で今少しつくっておられるんじゃないですか。

○宮川室長 いわゆる生活者向け、消費者向けということで比較的わかりやすいものはつくっておりますけれども、今おっしゃられた、まさにヒストリーと資料を全部束ねたものとはちょっとイメージの違うものでございまして、我々も役人やっておりますと、なかなかそういったところは目が曇っております、いろんな知恵をいただきながらやりますけれども、どっち向けていくのか、資料編的なやつを積み重ねていくベースで考えるのか、もうちょっと読んでいてわかりやすい、これは多分なかなか両方を立てるとするのは難しいと思うんですね。そこらはむしろ会議の方で決めていただいて、御指示いただければ、それに従って事務局作業をさせていただきます。

○米澤委員 何度も言っているんですけど、私は3年間しかやらなかったですけど、この3年間で、この委員会があることとないことによってどれだけ違ったかというようなことが明確に、明確にというか、その中でももちろん判断基準というのがいろいろあると思うんですけども、国民にわかりやすい形で、ここところはこうなったというようないくつか代表的な例をパンフレット見せるのが、パンフレットかわかりませんが、それがともかく、ともかくというか、大事なのではないかと前から言っているものですから、そう思いますし、アーカイブ的なのか、わかりませんが、それは歴史家が後でひもとけば調べられるというようなもので、今この短い期間にそこに力を集中するのはなかなか大変なのではないかという気がしますけれども。

○宮内議長 なかなかこれはどちら向きかというのは難しいんですけど、至急、事務局の、キャパシティの問題もあると思いますし、また皆様方のご意見も伺いながら、3月末という限られた時間でございまして、どれだけものができるかわかりませんが、ご意見いただきながら、何らかの形で終りにふさわしい資料、あるいはPRの役に立つようなものを考えるということでご相談させていただきたいと思います。

あと、ごさいませんでしょうか。

それでは、最後に連絡事項等を事務局からお願い申し上げます。

○宮川室長 次回は、今、日程の調整をさせていただいておりますけれども、3月の上旬を予定しております、また具体の調整がつかましたら、ご連絡を申し上げます。今、各委員の秘書の方にご予定を聞かせていただいているところでございます。

○宮内議長 それでは本日の会議はこれで閉会させていただきます。ありがとうございました。